

## よつかいどう市

四街道市商工会広報委員会

発行

四街道市鹿渡895-14

TEL.043(422)2037

FAX.043(423)6941

URL <https://yotsukaido.or.jp>

## 商工会

e-mail [info@yotsukaido.or.jp](mailto:info@yotsukaido.or.jp)

2022年136号

だより

## よつかいどう法律事務所

TEL.043-310-5133 <http://www.yotsukaido-lo.jp>

千葉県弁護士会所属 所長弁護士 松田和哲 弁護士 安藤なつき

四街道市四街道1-7-9 中島ビル3階 (四街道駅北口徒歩3分)

自家とう精の美味しい米を売る店 米穀・灯油・LPガス・ガス器具

## (有)山本産業

TEL (422)2620(代)

FAX (422)9069

東京ガス・四街道市上下水道指定工事店 四街道1511-19 松並木通り

謹賀新年

令和4年 元旦

会員の皆様には商工会事業に御支援、  
御協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
本年もよろしくお願ひいたします。



## マル経融資制度をご活用ください! (小規模事業者経営改善資金)

マル経融資制度は、経営改善を図ろうとする小規模事業者の方々をバックアップするため、四街道市商工会の推薦により、無担保・保証人不要・低金利で融資を受けられる国（日本政策金融公庫）の公的融資制度です。

## ご融資の条件

	通常枠	拡充部分（新型コロナウイルス対策マル経） <取扱期間は令和4年3月31日までです>
融資限度額	2,000万円	別枠 1,000万円
担保 保証人	不要 (信用保証協会の保証も不要)	不要 (信用保証協会の保証も不要)
返済期間	運転資金 7年以内(据置期間1年) 設備資金 10年以内(据置期間2年)	運転資金 7年以内(据置期間3年) 設備資金 10年以内(据置期間4年)
融資対象	以下のすべての要件を満たす方 ・最近1年以上、四街道市商工会の地区内で事業を行っている ・常時使用する従業員が20人以下(宿泊業と娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下)の法人・個人事業主 ・原則として6ヵ月以上、四街道市商工会の経営指導を受けていること ・商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる ・税金(所得税、法人税、事業税、住民税)を完納している	左記に加え以下の要件あり ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者のうち、最近1か月等の売上高または過去6か月(最近1か月を含む)の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少またはこれと同様の状況にある小規模事業者  ※新型コロナウイルス感染症特別貸付等と重複して金利引下げの限度額に制限あり
融資利率	1.21% (2021年12月1日現在)  ※日本政策金融公庫国民生活事業の貸付利率になります	左記より、当初3年間0.9%引下げ 1.21% → 0.31% 【4年目以降】1.21%(2021年12月1日現在)  ※特別利子補給制度により、売上高が急減した事業者について当初3年間は実質無利子となります